

西出水小学校いじめ防止対策基本方針

【学校教育目標】

自分に自信をもち、協力してやり遂げる子供の育成

家庭・地域との連携

- 学校関係者と地域、家庭との連携対策の推進
 - ※ 『いじめ防止対策推進会議』の開催
- 学校と地域、家庭の組織的な連携・協働体制の構築

いじめ防止対策推進委員会

- 【目的】**
いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図る。
- 【組織構成】**
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、養護教諭、心の教室相談員、自立支援教室相談員、スクールカウンセラー（必要に応じて他の教職員等も参加する。）

関係機関等との連携

- 関係機関（警察、児童相談所、医療機関、市子ども課、法務局）との適切な連携
- 教育相談における医療機関などの専門機関との連携
- 法務局など、学校以外の相談窓口との適切な連携

- 教育活動の重点
 - ・ 西出水小「あいうえお」の推進
 - あ…あいさつのある学校
 - い…いきおいのある学校
 - う…うつくしい環境の学校
 - え…えがおいっぱい学校
 - お…音楽の響き渡る学校
 - ・ 一人一人を大切にしたい
 - ・ 分かりやすい授業づくり
 - ・ 全教育活動を通じた総合単元的な道徳教育や人権教育の充実
 - ・ 読書活動・体験活動の推進
- 児童による主体的活動
 - ・ みんなのよさに気付く
 - ・ 児童会目標の設定
 - ・ いじめ防止に関する取組（いじめ防止に関する標語・いじめ撲滅宣言、名前を呼ぼうキャンペーン・ほめほめキャンペーン・あったかあいさつラリー等）
 - ・ いじめの早期発見に関する取組（見つけたら知らせよう、みんなの相談箱等）

いじめ防止の取組

- ① 教職員の取組
 - ・ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議、学年会等を通して全教職員の共通理解を図る。
 - ・ 土曜授業日に、生徒指導連絡会を開き、職員間で情報を共有し、事案に対して一致した対応を取ることができるようにする。
 - ・ 児童生徒と教職員が、いじめとは何かについて具体的に認識を共有するとともに、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ② 児童生徒の取組
 - ・ 学級活動や児童代表委員会等において、いじめ防止を訴える取組について話し合い、決定した取組を実践する。
- ③ 保護者の取組
 - ・ 学級PTAやPTA総会、専門部の会合等で、いじめ防止に関する取組について協議し、決定した取組を実践する。

いじめの早期発見

- ① 教職員の取組
 - ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、実態把握に取り組む。
 - ・ 児童や保護者がいじめを訴えやすい態勢や雰囲気をつくる。（保健室や心の教室、電話相談窓口等の周知）
 - ・ 些細なげんかやふざけ合い、生活ノートの記録などについて、教職員相互が日常的な情報交換を積極的に行う。
 - ・ 学校ネットパトロール結果の活用や関係機関との連携を通して、積極的な情報収集に努める。
 - ・ 「いじめられている子どもの出すサイン」（いじめ対策必携）の共通理解と活用を図る。
- ② 児童生徒の取組
 - ・ 学級活動や児童代表委員会等において、いじめの発見と報告に関する児童会の取組について話し合い、決定した取組を実践する。
- ③ 保護者の取組
 - ・ 学校PTAやPTA総会、専門部の会合等で、いじめの発見と連絡に関する取組を協議し、決定した取組を実践する。

いじめに対する措置

- ① 教職員の取組
 - ・ いじめの発見・通報を受けた場合は、被害児童生徒の保護を優先しながら、事実関係を確認し、速やかに当該児童の保護者と関係教職員で情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・ いじめの事実確認の結果を教育委員会に報告するとともに、状況に応じて専門家の協力を得ながら、いじめ防止対策委員会で対応を検討し、全雇用職員の共通理解の下、当該児童の指導を行う。
 - ・ 指導後も状況が改善されず、かつ被害児童の生命、身体又は財産等に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察署に通報し、援助を求める。
- ② 児童生徒の取組
 - ・ 学級活動や児童代表委員会等において、いじめの再発防止に関する取組について話し合い、決定した取組を実践する。
- ③ 保護者の取組
 - ・ 学級PTAやPTA総会、専門部等の会合等で、いじめの再発防止に関する取組を協議し、決定した取組を実践する。

- 生徒指導体制
 - ・ 全職員及びSC、SSWと連携した指導態勢の確立
 - ・ PTAや地域、関係機関や団体との連携及び学校ネットパトロール事業検査結果等を活用した情報の収集
 - 教育相談体制
 - ・ 全児童との個別相談期間の設定と実施（6月）
 - ・ 保護者との教育相談機関の設定と実施（7月・11月）
 - ・ 学校楽しいーとやいじめ実態調査の結果を踏まえた教育相談の実施
- 教育相談の実施
- ・ 相談窓口の設定と周知（心の教室便り・保健便り・学校便り等の活用）
- 職員研修の重点
 - ・ 事例を基にした具体的な対応に関する研修の実施
 - ・ 児童のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンターによる自己理解や人間関係づくりに関する研修の実施
 - ・ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点に関する研修
 - ・ 外部講師の招聘、各種資料（いじめ対策必携や生徒指導提要等）の活用

【年間計画】

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動等	児童会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	いじめアンケートの確認 いじめアンケート実施	「いじめを考える週間」 「命について考える週間」		各教科における指導計画の確認 保護者への啓発活動	家庭訪問	学校基本方針の確認
5月	実態に基づいた対応策の検討	学校楽しいーとの活用 いじめアンケート実施	道徳(共通主題「生命尊重」)	いじめ防止	児童への全体指導		
6月		いじめアンケートの実施 いじめアンケート実施				個別面談	
7月	取組評価アンケートの実施 取組評価アンケートの集計及び検証	いじめアンケート実施	道徳(共通主題「思いやり・親切」)		携帯・ネット利用実態調査		取組評価結果から具体的な対応の在り方 生徒指導事例研修 人間関係づくり
8月	2学期の活動計画の検討	いじめアンケート実施					
9月	実態に基づいた対応の検討	いじめアンケート実施 いじめアンケートの確認	「いじめを考える週間」 「命について考える週間」		実態調査結果に基づく保護者への啓発活動		
10月		学校楽しいーとの活用 いじめアンケート実施	道徳(共通主題「友情・信頼・助け合い」)	いじめ発見			
11月		学校生活アンケート 保護者アンケート いじめアンケート実施				個別面談	
12月	取組評価アンケートの実施	いじめアンケート実施 SNSアンケートの実施		いじめ標語			取組評価結果から具体的な対応の在り方
1月	取組評価アンケートの集計及び検証	いじめアンケート確認 いじめアンケート実施	「いじめを考える週間」 「命について考える週間」		保護者への啓発活動		
2月	取組評価アンケートの実施・集計 取組健勝及び次年度活動計画策定	いじめアンケート実施 いじめアンケート実施	道徳(共通主題「生命尊重」)		全体指導	個別面談	
3月							

◆ いじめ未然防止及び早期発見に向けた、日々の取組（全教職員は毎日、これだけは欠かさず実践します。）

- ・ 朝の健康観察で、児童の表情を見ながら、元気のない児童に声をかけ、状況に応じて教育相談を行う。
- ・ 子ども同士のトラブルを見かけた場合はすぐに声をかけ、トラブルの状況や発生した理由を確認する。
- ・ 保護者の相談には、真摯な態度で接し、保護者が納得できるまで対応する。